

生活訓練実施機関(2) 2020

| ID | 名称 | 訓練形態 | 定員 | 受講条件 | | | | 受講方法 | 訓練開始時期 | 訓練期間 |
|----|-----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------|-----------------------|--|---|---------------------------|-----------------|--|
| | | | | 居住地 | 年齢 | 疾病等 | その他 | | | |
| 1 | 札幌市視覚障害者福祉協会 | 在宅 | 6~9名 | 札幌市在住 | 15歳以上 | | | 直接、施設に申し込む、各区役所保健福祉課に申し込む | 随時 | 概ね6カ月程度 |
| 2 | 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター | 入所・通所・在宅 | 入通所10名 | 特になし | 15歳以上 | 要問合せ | (1)視覚に障害のある方で施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方*入寮を希望される方は、併せて施設入所支援の支給決定を受ける必要があります。 | 福祉事務所あるいは直接施設に申し込む | 随時 | 利用者のニーズによる |
| 3 | 北海道盲導犬協会 | 入所・通所・在宅 | 入所(年間18名)、在宅(週3名程度) | 北海道内に居住する視覚障害者、手帳交付予定者も可 | 15歳以上、上限は訓練可能と判断すれば特に | 伝染性疾患を有する者は不可。人工透析については症状が安定していることが条件。 | 糖尿病でインスリン依存型の方の場合は自己注射可能な方 | 福祉事務所あるいは直接施設に申し込む | 随時 | 短期入所訓練:1回2~3週間、在宅訓練:週1~2回概ね6カ月 |
| 4 | 一般社団法人 青森県視覚障害者福祉会 | 通所・在宅 | 制限なし | 青森県内 | 制限なし | 制限なし | | 直接施設に申し込む | 4月 | 原則として年度を通して3回。ただし、状況によっては回数を追加できる。 |
| 5 | 青森県立盲学校 | 通所(通学) | 未定 | | | | 本校のロービジョン相談支援センターまたはサテライト相談教室の開催施設に来訪可能な方(サテライト相談教室は県内数か所で日時を設定して開催) | 直接施設に申し込む(電話で相談日時を予約) | 要相談 | 相談内容によるが、相談日來訪時1~2時間程度。連続した長期間の訓練課程ではない。 |
| 6 | あきた総合支援エリア かがやきの丘 秋田県立視覚支援学校生活情報科 | 通所(通学) | 制限なし | 制限なし | 制限なし | 制限なし | | 直接施設に申し込む | 個々の状況による | 個々の状況による |
| 7 | 日本盲導犬協会 仙台訓練センター(スマイルワン仙台) | 入所(年3回程度、各1週間)・通所(随時)・在宅(随時) | 入所:4名 | 東北6県と新潟県 | | | 詳細は直接施設に尋ねること | 直接施設に申し込む | 随時 | 在宅はケースにより異なる。 |
| 8 | 特定非営利活動法人 アイサポート仙台 | 通所 | | 仙台市内にお住まいの方(原則) | 就労世代 | | 就職、就労継続のための訓練(歩行、PC、点字、LV他) | 直接施設に申し込む | 随時 | 個別に定める |
| 9 | 福島県障がい者総合福祉センター | 在宅 | | 福島県内 | | | | 市町村(原則として援護の実施者)に申し込む | 年間計画による | 年間計画による |
| 10 | 茨城県立視覚障害者福祉センター | 通所・在宅 | 通所、在宅あわせて20名程度 | 県内 | | 著しい伝染性疾患、精神障害を有する者は不可 | | 市町村障害福祉担当課を経由して当施設に申し込む | 定期(5月頃)、以後随時受付可 | ケースによるが最長2年を目安とする。 |
| 11 | 公益財団法人 東日本盲導犬協会 | 入所、通所、在宅 | 要相談 | 在宅訓練の場合、近隣居住者 | | | | 直接、施設に申し込む | 要相談 | 要相談 |
| 12 | 全国ベーチェット協会 視覚障害者支援センター熊谷 | 入所、通所 | 生活介護(24名)、自立訓練(12名)、施設入所支援(30名) | | | 伝染性疾患を有する者は不可。精神障害(条件に見合うもの可)。 | | 福祉事務所あるいは直接施設に申し込む | 随時 | 定めていない |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------|----------|------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|------------------------|---|--------------|---------------------------------------|
| 13 | 埼玉県総合リハビリテーションセンター | 入所、通所、在宅 | 入所、通所(10名) | | 15歳以上 | 人工透析(条件つき)、聴覚障害(難聴程度は可)を有する者は不可 | 詳細は直接施設にお尋ね下さい | 福祉事務所あるいは直接施設に申し込む | 随時 | 概ね1年(1年半までの延長有り) |
| 14 | 国立障害者リハビリテーションセンター | 入所、通所、在宅 | 20名 | 全国 | 15歳以上 | | 利用開始には障害福祉サービス受給者証が必要 | 福祉事務所に申し込む、直接、施設に申し込む | 概ね月2回 | 個別支援計画書を作成し、市区町村が支給決定した期間 |
| 15 | 視覚障害者総合支援センターちば | 通所、在宅 | | 千葉県内(千葉市、市川市以外) | 18歳以上 | | | 福祉事務所あるいは直接施設に申し込む。千葉県、柏市は福祉事務所のみ。船橋市、松戸市はどちらでも可。 | 随時 | 市によって異なる |
| 16 | 荒川区立心身障害者福祉センター | 通所、在宅 | 1単位5名 | 荒川区民 | | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個別に決めているので、あらかじめ決められた期間はない |
| 17 | (公財)世田谷区保健センター専門相談課 | 通所、在宅 | なし | 世田谷区在住 | 18歳以上 | | 障害者手帳の有無を問わない | 福祉事務所、直接施設に申し込む | 随時 | 1日～数回程度で終了する内容のみ対応。長期に渡る訓練は自立訓練事業所を紹介 |
| 18 | 東京リハビリテーションセンター世田谷 | 入所、通所、 | 通所30名 | 世田谷区 | | | | 直接、施設に申し込む | 利用者側の事情により対応 | 利用者側の事情により対応 |
| 19 | 東京視覚障害者生活支援センター | 通所 | 通所(25名) | 特になし | 15歳以上 | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 概ね1年 |
| 20 | 清水美智子 | 在宅 | | | | | | 電子メールで直接申し込む | 随時 | 随時 |
| 21 | 神奈川県ライトセンター | 通所、在宅 | 特に定めていない | 神奈川県在住・在勤・在学者(児) | なし | なし | 詳細は直接施設に尋ねること | 直接、施設に申し込む | 随時 | ケースごとに判断、詳細については訓練事業案内による |
| 22 | 日本盲導犬協会 神奈川訓練センター | 在宅 | | 関東 | なし | 特になし | 詳細は直接施設に尋ねること | 直接、施設に申し込む | 随時 | 盲導犬取得前に必要に応じた白杖訓練。筑波技術大学生への白杖訓練 |
| 23 | 東京都盲人福祉協会 | 在宅 | 週40名程度 | 東京都のみ | 18歳以上 | | 身体障害者手帳所持者 | 福祉事務所、直接施設に申し込む | 随時 | それぞれ |
| 24 | 日本点字図書館 自立支援室 | 通所、在宅 | 20名 | 施設まで通所できる方、訪問は施設から利用者宅まで概ね1時間以内 | | | | 福祉事務所に申し込む(生活訓練と相談支援事業に関して)、直接、施設に申し込む[有料での短期視覚障害者リハビリテーションプログラム。(名称:生活訓練プログラム)を実施している。1コマ60分6コマ1万円のチケット制。対象地域は高田馬場駅から片道30分圏内(30分以上は応相談)。障害者手帳の有無は問わない] | 随時 | 最長2年 |
| 25 | 社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 | 通所・在宅 | 特になし | 東京都内及び近郊 | | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 応相談、内容により1回～概ね1年 |
| 26 | 川崎市視覚障害者情報文化センター視覚障害訓練担当 | 通所、在宅 | | 川崎市在住、在勤、在学中で、視覚障害の訓練を必要とする方 | | 必要により主治医と相談し訓練不可の場合もある | | 直接施設に申し込む | 随時 | 訓練生の希望、能力を勘案し訓練効果が評価できる期間 |
| 27 | 横浜訓盲院生活訓練センター | 通所、在宅 | | 生活の本拠地が横浜市にある方 | | | 見えない、見えにくいことによって困難を伴う方 | 直接、施設に申し込む | 随時 | 特に定めていない |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|--------------------------------|---|--------------------|-----------|-----------------------------------|---------------------------------|--|---------|----------------|
| 28 | 七沢自立支援ホーム (視覚障害部門) | 入所、通所、在宅 (条件あり) | 機能訓練(18名)、施設入所支援(10名) | 原則として県内(県外は相談に応じる) | 15歳以上 | リハビリテーション訓練を行う上で、医学的に問題がないと判断された者 | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 支給決定期間に準ずる |
| 29 | 富山県視覚障害者福祉センター | 通所、在宅 | 通所(2~3名) | 原則として県内在住 | 15歳以上 | 伝染性疾患を有するものは不可、その他障害は状況に応じて | 通所できる程度の健康状態であること | 直接、施設に申し込む | 随時 | 一人10回程度まで |
| 30 | 石川県視覚障害者協会 | 通所、在宅 | | 原則として県内 | | | | 直接施設に申し込む,市長担当課に申し込む | 随時 | |
| 31 | 福井県視覚障害者福祉協会 情報提供センター | 在宅 | 年述べ50回(歩行訓練) | | 福井県内在住 | | 身体障害者手帳所持者 | 直接、施設に申し込む、 | 4月~翌年3月 | 随時 |
| 32 | 山梨ライトハウス 盲人福祉センター | 通所、在宅 | 特になし | 県内 | 制限なし | 視覚障害 | | 直接、施設に申し込む、 | 随時 | 随時 |
| 33 | 社会福祉法人 山梨ライトハウス | 通所、在宅 | 自立訓練6名 | なし | なし | 視覚障害 | | 直接、施設に申し込む*お問い合わせください | 随時 | 随時 |
| 33 | 長野県立総合リハビリテーションセンター | 入所、通所 | 10名以内 | | 18歳以上 | 感染症を罹患していない者 | | 直接、施設に申し込む。各市町村に申し込む。 | 随時 | 概ね1年以内 |
| 34 | 上田点字図書館 | 在宅 | | 上田市内 | 概ね60歳まで | | 詳細は直接、施設に尋ねること | 福祉事務所、直接施設に申し込む | | |
| 35 | 視覚障害者生活情報センターぎふ | 通所、在宅 | | 岐阜県内(原則) | | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 6カ月(原則) |
| 36 | 静岡光の家LASC | 通所 | 20名 | | 15歳以上 | 通所できる程度の健康状態であること | | 直接、施設に申し込む | 随時 | |
| 37 | 静岡県視覚障害者情報支援センター | 通所・在宅 | なし | 静岡県内在住 | 15歳以上(原則) | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 3か月を目途6回程度(原則) |
| 38 | 日本盲導犬協会 日本盲導犬総合センター | 入所、在宅(随時) | マンツーマン一 個別対応 | 問わない | 問わない | 問わない | 詳細は施設に尋ねること | 直接、施設に申し込む | 随時 | 詳細は施設に尋ねること |
| 39 | 特定非営利活動法人 六星 ウイズ蜷塚 | 通所、在宅。通所を基本とし、訓練段階として在宅を取り上げる。 | 就労継続支援型B型 半田・蜷塚 各20名。*待機者は訓練終了者ができれば、順次受け入れる。豊橋市一 | 静岡県、豊橋市内 | 静岡県は15歳以上 | | | 直接、施設に申し込む、その他:豊橋市に関しては、「NPO法人てのひら」0532-62-2523に連絡 | 利用者に応じて | 概ね2カ月 |
| 40 | 名古屋市総合リハビリテーションセンター 視覚支援課 | 入所、通所、在宅 | 10名(1日) | なし | 15歳以上 | 伝染性疾患、要検討 | 身障手帳未所持、緊急の訓練が必要な方には名古屋市単費事業で対応 | 直接、施設に申し込む。 | 随時 | 概ね1年 |
| 41 | NPO法人愛知視覚障害者援護促進協議会 | 通所、在宅 | 通所(特に定めていない)、在宅(週5名程度) | | 原則として成人 | 伝染性疾患、精神障害を有する者は不可 | 日常生活訓練:訓練室[TDLミズホ]にて実施 | 福祉事務所、直接、施設に申し込む | 随時 | 定めていない |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|------------------------------------|---|---|------------|-------------------------------------|---|--|------|-------------------------------------|
| 42 | 四日市市障害者福祉センター | 通所、在宅 (通所を基本とし、訓練段階として在宅を取り入れる) | 3名(待機者は、訓練終了者ができれば、順次受け入れる) | 四日市市在住 | 18歳以上 | 特になし | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 利用者に応じて異なる |
| 43 | 社会福祉法人名古屋ライトハウス 日々の暮らし相談室 | 通所、在宅 | | 原則、名古屋市在住(市外応相談) | | | | 直接、施設に申し込む | 定めなし | 1回1時間で原則5回まで |
| 43 | 特定非営利活動法人アイパートナー | 在宅(日帰り、宿泊) | なし | 三重県内、国内当法人スタッフの配置のある都道府県 | なし | なし | その他:委託契約等のない市町村居住者の場合、自己負担有り(1時間3,000円)。委託契約のない市町村については、順次交渉する。 | 直接、施設に申し込む | 随時 | 随時。週に1回(約2時間)の在宅か通所(併用有り)。回数には個人差あり |
| 44 | 滋賀県立視覚障害者センター | 通所、在宅 | | 県内在勤、在住 | 応相談 | 応相談 | 詳細は、直接施設に尋ねること | 直接、施設に申し込む | 随時 | 応相談 |
| 45 | 京都ライトハウス鳥居寮 | 入所、通所、在宅 | 施設入所支援(20名)、自立訓練(機能訓練)(20名)、在宅(20名程度) | 指定障害者支援施設は居住地指定はなし。京都府、京都市事業は京都府内、京都市内在住。 | 18歳以上 | | | 直接、施設に申し込む、その他:相談支援事業所に利用希望を伝える | 相談 | 機能訓練2年まで |
| 47 | 豊中市立障害福祉センター ひまわり | 通所、在宅 | 特に設けていない | 豊中市在住 | なし | 伝染性疾患を有する者は不可 | 障害手帳を有する1、2級の方 | 直接、施設に申し込む | 随時 | 歩行、日常:概ね6カ月、延長、再訓練あり。点字:概ね1年、延長あり。 |
| 48 | 日本ライトハウスきらきら | 入所、通所 | 入所(30名)、機能訓練(19名)、生活介護(15名)、就労移行支援・就労定着支援(6名) | | 18歳以上 | 施設機能、施設環境、医療的支援の範囲を説明し、利用を判断いただく。 | 各種技術訓練及び社会生活力向上を目指すプログラムが主体 | 詳細は施設に尋ねる | 随時 | サービス種別による |
| 49 | 日本ライトハウスわくわく | 通所 | 40名 | | 18歳以上 | 施設機能、施設環境、医療的支援の範囲を説明し、利用を判断していただく。 | 社会生活力の向上を目指すプログラムが主体(生産活動を含む)。原則として「きらきら」からの利用をお勧めする。 | 詳細は直接施設に尋ねる | 随時 | なし |
| 50 | 日本ライトハウス養成部(在宅指導係) | 在宅 | 兵庫県宝塚市:50回/年、奈良県:80回/年、和歌山県:150回/年、兵庫県:50回/年 | 兵庫県、兵庫県宝塚市、奈良県、和歌山県 | | 特になし | | 福祉事務所に申し込む。和歌山県在住者は和歌山県身体障害者連盟(073-423-2665)、兵庫県は兵庫県視覚障害者福祉協会(078-222-5556)に申し込む | 随時 | 対象者に応じて。再訓練可能。 |
| 51 | 大阪府視覚障害者福祉協会 | 在宅 | | 大阪市・堺市以外の府内在住者 | 基本的には18歳以上 | 状況により相談 | | 直接、施設に申し込む | 随時 | |
| 52 | 大阪市身体障害者団体協議会 | 通所、在宅 | なし | 大阪市内在住、市内へ通勤する者、市内に入院する者 | 原則として18歳以上 | 特にないが、伝染性疾患はわからない | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 不定 |
| 53 | 堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害センター | 通所、在宅 | 25名程度 | 通所:特に限定しない、在宅:堺市内 | 特に限定しない | 特に限定しない | | 福祉事務所、直接、施設に申し込む | 随時 | 概ね1年程度 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|--------------------------------|---|---|----------------------|-------------------------------|--|--|-----------------------------|---|
| 54 | 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター | 入所、通所、在宅 (可能地域か応相談) | 入通所(10名) | 全国 | 15歳以上 | 応相談 | 視覚に障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けていること | 直接、施設に申し込む、福祉事務所に申し込む、相談支援事業所に申し込む | 自立訓練(機能訓練)随時、就労移行(養成施設)毎年4月 | 支援計画策定後、利用(契約)期間を決定する |
| 55 | 関西盲人ホーム | 在宅 | 相談に応じて | 相談に応じて | 相談に応じて | 相談に応じて | 実費(交通費他) | 各市町に申し込む | 随時 | |
| 56 | 神戸アイライト協会 | 在宅 | | 神戸市、伊丹市、たつの市、赤穂市 | なし(18歳未満は要相談) | 相談 | 歩行に関する相談、お聴きします。詳しくはお問い合わせください | 福祉事務所に申し込む(神戸市以外)、直接、施設に申し込む | 相談 | 相談 |
| 57 | 社会福祉法人兵庫盲導犬協会 | 入所、通所、在宅 | 2人~5人 | 特になし | 18歳以上 | 重複障害者は不可 | 盲導犬貸与希望者の共同訓練については直接施設に問い合わせる | 福祉事務所、直接、施設に申し込む | 特になし(申込順) | 2~4週間 |
| 58 | 社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館 | 在宅 | 非設定 | 鳥取県内 | 制限なし | 訓練の受講が可能な人 | | 直接、施設に申し込む | 定めなし | 定めなし |
| 59 | 社会福祉法人島根ライトハウスライブラリー | 通所、在宅、遠隔 | 通所(3名)、在宅(週2名程度) | 島根県内(東部・隠岐地区は当館、西部地区は島根県西部視聴覚障害者情報センターの受け持ちとする) | なし(本人の能力、ニーズに合わせた指導) | 伝染性疾患を有する者は不可。精神、知的障害は状況により判断 | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 概ね1年程度 |
| 60 | 島根県西部視聴覚障害者情報センター | 在宅 | 週2名程度 | 県西部 | なし | 特になし | なし | 直接、施設に申し込む | 随時 | 予算の範囲内 |
| 61 | 日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター | 入所、通所、在宅(随時) | 入所4名 | 入所・中四国地方 | なし | 特になし | 詳細は直接施設に尋ねること | 直接、施設に申し込む | 随時 | 入所:年2回程度、各1週間。在宅:利用者と相談 |
| 62 | 社会福祉法人岡山県視覚障害者協会 地域生活支援事業所みちしるべ | 在宅 | 60人程度 | 岡山県内 | | | 身体障害者手帳所持者 | 福祉事務所に申し込む(岡山県)、直接、施設に申し込む(岡山市・倉敷市) | 随時 | 個々に設定 |
| 63 | 広島市立自立訓練施設 | 入所、通所、在宅(視覚障害者のみ)訪問エリアに関しては要相談 | 自立訓練(機能訓練)48名、自立訓練(生活訓練)12名、施設入所支援50名、短期入所支援:空床利用 | なし | 原則として18歳以上 | 常時の医療的管理または常時の介護を必要としない方 | 身体障害者手帳の交付を受けている方、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方 | 福祉事務所に申し込む、直接、施設に申し込む、詳細は直接施設に問い合わせして下さい | 随時 | 標準利用期間は最長でも1年6カ月(利用者の目標や障害の状況、家族状況を踏まえて個別に設定) |
| 64 | 公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会 | 在宅 | なし | 広島市内 | 18歳以上 | なし(歩行が可能であれば) | 広島市の歩行訓練対象者に該当する方 | 福祉事務所に申し込む、歩行訓練士が訪問して聞き取り | 随時 | 未定 |
| 65 | 花木瑞美 | 在宅 | | おおよそ広島県内(東広島市西条町から片道2時間程度まで) | | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | |
| 66 | 社会福祉法人山口県盲人福祉協会 | 在宅 | なし | 山口県内 | 特になし | 特になし | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 基本的に半年程度 |
| 67 | 徳島県立障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター | 通所、在宅 | 講座型:内容により異なる、個別型(マンツーマン対応なので要問合わせ) | 原則として県内在住者 | 要問いあわせ | 要問いあわせ | | 直接、施設に申し込む | 講座型(毎月)、個別型(要問いあわせ)相談の上決定 | 講座型:随時、個別型:概ね6ヶ月間(1ヶ月に3回程度実施)、訓練進捗状況により延長も可能 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|----------------------|----------------------------|------------------|-------|-----------------------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------|------------------------------------|
| 68 | 香川県視覚障害者福祉センター | 通所、在宅 | なし | 香川県内 | なし | 特になし | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個別に応じて異なる |
| 69 | 愛媛県視聴覚福祉センター | 入所、通所、在宅(4月～9月に重点的に) | 10名 | 県内在住 | 15歳以上 | 伝染性疾患を有する者は不可 | 特になし | 直接、施設に申し込む | 10月(入所) | 6ヶ月 |
| 70 | 高知県ルミエールサロン | 在宅 | 特になし | 高知県(高知市を除く) | 18歳以上 | 特になし | 原則として身体障害者手帳所持者(ただし相談業務は手帳の有無は問わない) | その他(各市町村の障害福祉担当窓口申し込む) | 随時 | 概ね6ヶ月(延長、再訓練あり) |
| 71 | 高知市役所障がい福祉課 | 在宅 | なし | 高知市内 | なし | なし | | 各市町村の障害福祉担当窓口申し込む | 随時 | 概ね6ヶ月(延長、再訓練あり) |
| 72 | 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター | 入所、通所 | 入所10名 | 対象区域は全国 | 15歳以上 | 受講が不可能になる場合のことについては、施設に直接照会。 | | 当センター利用者申込書等、必要な書類を施設に提出して申し込み、当センターの審査を受ける。同時に市町村に障害者サービス受給者証の交付申請を行う。当センターが利用承諾し、市町村が審査の上、障害福祉サービス受給者証を発行すれば、当センターと本人とで利用契約手続きを行う。 | 随時(当センターでの審査や市町村での各種手続きが完了次第) | 障害福祉サービス受給者証に記載された期間内で個別支援計画で定めた期間 |
| 73 | 社会福祉法人 福岡県盲人協会 | 在宅 | 年間12、3人 | 福岡市、北九州市以外の福岡県在住 | 18歳以上 | なし | なし | 福祉事務所、直接施設に申し込む | 年度初め | 個々の状態に応じて。最長3年 |
| 74 | 福岡市立心身障がい福祉センター | 通所、在宅 | 18名(1日利用定員、肢体自由者、言語障害者を含む) | 福岡市全域及び周辺市町村 | 18歳以上 | 伝染性疾患を有する者は不可。(精神障害は病院と協議) | 障害福祉サービス受給者証 | 詳細は直接施設に尋ねる | 随時 | 原則として1年6ヶ月 |
| 75 | 北九州市立介護実習・普及センター | 通所、在宅 | なし(令和元年度北九州市86人、700回) | 北九州市内 | なし | なし | 身体障害者手帳を所持している方、難病等(障害者総合支援法に定める疾病)の方 | 福祉事務所に申し込む | 随時 | 2～3ヶ月程度 |
| 76 | 一般社団法人 佐賀県視覚障害者団体連合会 | 通所、在宅 | なし | 佐賀県内 | なし | 特になし | 身体障害者手帳所持者 | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個人の目標に合わせる |
| 77 | たかだ電動機株式会社 視覚障害者支援部 てんとうむし | 在宅 | のべ200名程度 | 佐賀県内在住 | | | | 直接、施設に申し込む、一般社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会に申し込む(〒840-0815佐賀市天神1-4-16 佐賀県立点字図書館内 TEL:0952-29-7326 FAX:0952-60-1638) | 申込み日によって | 利用者のニーズによって |
| 78 | 株式会社 ニシコー | 在宅 | | 特になし | 特になし | 特になし | 特になし | 直接、施設に申し込む | | |
| 79 | 長崎県視覚障害者協会 | 在宅 | なし | 委託元に居住する者 | 特になし | 特になし | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個人の状況に応じて |
| 80 | 長崎市障害福祉センター | 通所・在宅 | 20名 | 長崎市及び周辺市町村 | 18歳以上 | リハビリテーション訓練を行う上で、医学的に問題がないと判断された者 | 障害福祉サービス受給者証が必要 | その他:詳細は施設へ尋ねる | 随時 | 原則として1年6ヶ月 |
| 82 | 大分県盲人協会 | 在宅 | なし | 県内在住 | なし | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | |
| 83 | 熊本県視覚障がい者福祉協会・団体 | 在宅 | 特になし | 県内全域 | なし | なし | 原則、身体障害者手帳所持者 | 直接、施設に申し込む | 随時 | 訓練内容による |
| 84 | 特定非営利活動法人 さざなみの会 | 在宅 | 週4名程度 | 宮崎県内在住 | なし | 特になし | | 福祉事務所に申し込む | 適時対応可 | 基本的に週3回程度、約半年間の指導。継続可。 |
| 85 | 鹿児島県視聴覚障害者情報センター | 通所、在宅 | 通所、在宅あわせて10名程度 | 鹿児島県内 | なし | 伝染性疾患を有する者は不可(精神障害は程度による) | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 特に定めていない |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|------------------|----|------|--|------------|----|------------|
| 86 | 沖縄県視覚障害者福祉協会 | 在宅 | なし | 沖縄本島及び、その周辺の離島地域 | なし | 特になし | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個人の目標に合わせる |
|----|--------------|----|----|------------------|----|------|--|------------|----|------------|

医療機関

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|---------------------|-------------------|--|--------|-------------------------|--------------|--|----|---------------------------------------|
| 1 | 杏林アイセンター | 通院(入院の場合もあり) | | | | | 通院または入院している者 | その他:通院時または入院時の医師の判断もしくは患者からの申し出が有り、医師が必要と認めた場合 | 随時 | 期間定めず(目的が達せられるまで実施) |
| 2 | ツカザキ病院眼科 | 通院患者・入院患者主目的の入院は不可能 | | なし | | | | 直接、施設に申し込む* 当院への受診が必要 | 随時 | 要相談 |
| 3 | 町田病院 | 通院・入院患者 | | なし | なし | なし | 当院受診 | その他: 当院外来を受診 | | 原則、地域の歩行訓練士に繋ぐため、短期間での実施 |
| 4 | 北九州市立総合療育センター眼科 | 入院・通院・在宅 | | 入院、通院は制限なし、在宅は北九州市在住 | | | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 本人の希望と訓練内容に応じて決定 |
| 5 | 三島眼科 | 通所、在宅 | 指導員が1名のため、対応できる人数 | 長崎県内居住の方は、長崎県視覚障害者日常生活訓練事業。近県通院者は、交通費本人負担にて通所または在宅訓練 | 特に制限なし | 本人または保護者による。かかりつけ主治医の許可 | | 直接、施設に申し込む。長崎県視覚障害者情報センター(長崎県視覚障害者協会)TEL 095-846-9021に連絡する | 随時 | 長崎県視覚障害者日常生活訓練事業の場合、12回毎の更新。本人と相談の上決定 |

相談のみ

| | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-------|----|------|--------|--------------------|--|-------------------------------|----|-------------|
| 1 | 特定非営利活動法人 Tokyo Lighthouse | 在宅 | なし | なし | なし | なし | 視機能の低下によって日常生活に不便さや困難さを抱える方が訓練の対象。身体障害者福祉法に規定する視覚障害者でない方も対象とします。訓練は有料(訓練時の交通費などの経費は実費精算) | 電子メールで直接Tokyo Lighthouseへ申し込む | 随時 | 不定 |
| 2 | 光友会藤沢障がい者生活支援センター | 通所・在宅 | | 藤沢市 | 乳幼児を除く | 訓練を実施にするのに支障のない範囲で | | 直接、施設に申し込む | 随時 | 個々に応じて設定・実施 |
| 3 | くらしき健康福祉プラザ 視能訓練室 | | | 倉敷市民 | | | | | | |